

令和5年田子町農業委員会第4回総会 議事録

1. 開会 令和5年4月10日（月） 午後6時00分
2. 閉会 令和5年4月10日（月） 午後6時35分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第3号
農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借の合意解約について
 - 日程第4 報告第4号
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分計画について
 - 日程第5 議案第12号
農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第6 議案第13号
農地法第4条1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第7 議案第14号
非農地証明交付申請の承認について
 - 日程第8 その他
5. 出席委員（10名）

1番 森崎敏	2番 西野榮一	3番 山市礼子	4番 畠山嘉昭
5番 上平満広	6番 鳴滝笑美子	7番 木崎正夫	8番 細谷一夫
9番 白板文雄	10番 大坊和民		
- 欠席委員（欠員 0）
6. 会議署名委員
 - 2番 西野榮一
 - 3番 山市礼子
7. 職務のため出席した者
事務局長 白板 大幸 主査 袖村 征志 主事 宇藤 紳太郎

事務局長	<p>会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、0人となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を唱和いたします。</p> <p>唱和のリードは、7番 木崎委員にお願いします。</p> <p>(全員起立唱和)</p>
事務局長	<p>会長よりあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
議長	<p>ただ今から、令和5年田子町農業委員会第4回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題と致します。</p> <p>会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。</p> <p>2番 西野委員 3番 山市委員にお願い致します。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題と致します。</p> <p>お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>全員異議がないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。</p>
議長 (日程3)	<p>日程第3、報告第3号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借の合意解約ついて」であります。</p> <p>事務局長より説明願います。</p>
事務局長	<p>それでは資料の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借の合意解約ついて」であります。</p> <p>担当者から説明を行います。</p>

番号1番、土地の所在は
大字原字四日市 1筆
現況地目は田であり、合計面積は2,067㎡です。
中間管理機構をとおして、賃貸借していたものを、令和5年2月27日付
で合意解約したものです。
以上で説明を終わります。

議長 報告が終わりましたが、質問・意見等ございませんか。
(質問なしの声、多数あり)
ないようですので、報告第3号を終わります。

議長 (日程4) 日程第4、報告第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農
用地利用配分計画について」であります。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料2ページをご覧ください。
「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画につ
いて」であります。
番号1番、土地の所在は
大字関字下夕川原 1筆
現況地目は、畑であり、面積は6,989㎡です。
所有者不明であった土地を知事裁定により、資料の賃借人が3年の賃貸借
権を受けるものです。

番号2番、土地の所在は
大字関字在家平 1筆
現況地目は、田であり、面積は1,028㎡です。
所有者不明であった土地を知事裁定により、資料の賃借人が3年の賃貸借
権を受けるものです。

以上で説明を終わります

議長 報告が終わりましたが、質問・意見等ございませんか。

細谷 知事裁定の内容はどういったものか。

事務局 通常の中間管理事業と類似した内容です。
案件の所在地は、所有者不明土地であり、県が受け手に対して貸し付けを
行う内容となっております。

議長 その他、質問・意見等ございませんか。
 (質問なしの声、多数あり)
 ないようですので、報告第4号を終わります。

議長
(日程5) 日程第5、議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会
 の許可について」を議題といたします。
 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料3ページをご覧ください。
 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であり
 ます。

 番号1番、土地の所在は
 大字田子字七日市上ノ平 1筆
 字天神堂平 1筆 字七日市 2筆
 現況地目は、畑が2筆、現況不確認地が2筆であり、合計面積は4,684.91㎡です。
 申請人は資料のとおりです。
 現地については、6、7ページの航空写真をご覧ください。
 申請内容は売買になります。売買価格は10万円です。

 番号2番、土地の所在は
 大字相米字明土平 1筆
 現況地目は畑であり、合計面積は2,068㎡です。
 申請人は資料のとおりです。
 現地については、8、9ページの航空写真をご覧ください。
 申請内容は売買になります。売買価格は30万円です。

 番号3番、土地の所在は
 大字原字新井田 3筆
 現況地目は畑が2筆、1筆が山林原野であり、合計面積は8,690㎡で
 す。
 地目は山林原野ですが、一部を農地として使えるため農地として使用する
 とのことです。
 申請人は資料のとおりです。
 現地については、10、11ページの航空写真をご覧ください。
 申請内容は使用貸借で、10年間の使用貸借となります。
 また借受人は新規就農者の認定を受ける予定です。

 番号4番、土地の所在は

大字原字原 1筆

字四日市川原 4筆

字四日市 9筆

字中崎 1筆

現況地目は資料のとおりであり、合計面積は22,191㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、12,13ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は贈与になります。生前一括贈与です。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、新井田推進委員から報告願います。

新井田

現地調査報告いたします。

推進委員

4月4日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料6,7ページをご覧ください。

譲受人の話では、にんにくを栽培するという事で問題は無いと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

細谷

現況不確認地も売買の対象となるのか。

事務局

地図上では現地がないものの、登記がされている土地であるため、売買することとなります。

議長

それではお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号2番の現地調査の結果について、田川推進委員から報告願います。

田川

現地調査報告いたします。

推進委員

4月4日に、会長、細谷委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料8,9ページをご覧ください。

譲受人の話では、えごま、きくいもを栽培するという事で問題は無いと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議がないようですので、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号3番の現地調査の結果について、事務局から報告願います。

事務局 現地調査報告いたします。
4月4日に、会長、白板委員、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料10、11ページをご覧ください。
借受人の話では、10年間の使用貸借でピーマン、ねぎを栽培するという
ことで問題は無いと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか

議長 それではお諮り致します。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 続いて、番号4番現地調査の結果について、事務局から報告願います。

事務局 現地調査報告いたします。
4月4日に、会長、白板委員、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料12、13ページをご覧ください。
譲受人の話では、生前一括贈与ということで問題は無いと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議願います。

議長 質問・意見等ございませんか。

議長 それではお諮り致します。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
異議ないようですので、原案のとおり決定致します。

議長 (日程6) 日程第6、議案第13号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。
事務局長より説明願います。

事務局長 それでは、資料14ページをご覧ください。
「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。
農地法施行令第1条の7第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は
大字遠瀬字小更平 1筆
現況地目は畑であり、面積は10,893㎡です。
転用目的は植林するためとなっております。
現地については、15、16ページの航空写真をご覧ください。

当該農地は農業振興地域外で、第2種農地と判断して、許可要件の集落接続を満たしており、不許可の例外にあたりと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、番号1番の現地調査の結果について大向推進委員から報告願います。

大向 推進委員 現地調査報告致します。
4月4日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。場所は資料15、16ページをご覧ください。
申請人の話では、日当たりが悪く農作物の生育があまり良くないことから、「非農地」としても問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議に入ります。

議長

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、原案のとおり決定します。

議長
(日程7)

日程第7、議案第14号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

事務局長より説明願います。

事務局長

それでは、資料17ページをご覧ください。

議案第14号「非農地証明交付申請の承認について」であります。

番号1番、土地の所在は

大字遠瀬字下モ長根 1筆

現況地目は畑であり、面積は3,186㎡です。

現地については、18,19ページの航空写真及び別紙資料の現地写真をご覧ください。

番号2番、土地の所在は

大字遠瀬字下モ長根 1筆

現況地目は畑であり、面積は3,761㎡です。

現地については、18,19ページの航空写真及び別紙資料の現地写真をご覧ください。

いずれも、申請人の話では、60年以上前から山林化していることから、耕作することができない状況であるためとのことでした。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、番号1番の現地調査の結果について事務局より報告願います。

事務局

現地調査報告致します。

4月4日に、会長、事務局の3人で現地を見てきました。場所は資料18,19ページをご覧ください。

代理人の話では、60年以上前から山林化しているため、耕作することができない状況とのことでした。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、審議に入ります。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、原案のとおり決定します。

議長 日程第8 「その他」に入ります。
(日程8) 事務局長より説明願います。

事務局長 それでは、別紙の資料をご覧ください。
まずは、諸般の報告について、3月総会以降の活動などの報告をいたします。

4月 4日(火) 総会案件に係る現地調査を行いました。
4月 6日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、4月総会以降の予定について、お知らせいたします。

5月 2日(火) 現地調査
5月 8日(月) 企画会議 18:30～
5月10日(水) 第5回総会 18:30～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。
(質問なしの声、多数あり)
無いようですので、以上をもちまして、令和5年田子町農業委員会第4回
総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者